

オンライン授業・セミナーに関する法的論点・留意点

弁護士 松本 拓 / 弁護士 白根 信人 / 弁護士 山田 智希

Contents

1. はじめに
2. 著作権をめぐる論点
3. プライバシー・肖像権をめぐる論点
4. その他の法的論点・留意点

1. はじめに

近時、大学その他の学校における講義、塾・予備校等の教育ビジネス、企業内外の研修、その他様々な場面において、オンライン授業・セミナー等(以下総称して「オンライン授業」という。)が広く利用されている。情報技術の進歩に伴う教育ビジネスや民間企業の研修における普及、教育における技術革新(EdTech)に伴う学校その他の教育現場での利用拡大に加え、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、講師・受講者が時間・場所を選ばず参加できるオンライン授業の重要性は一層増している。

こうしたオンライン授業は、相対的に新しい授業形態であるがゆえに、その法的論点・留意点についてはまだ十分な議論がされていないように思われる。そこで、本稿では、多様な用いられ方が想定されるオンライン授業に共通して問題となる法的論点・留意点を中心に、以下検討する。

2. 著作権をめぐる論点

(1) 第三者の著作物を利用する際の留意点

授業・セミナー等(以下総称して「授業」という。)において用いられる教材は、多くの場合著作物に該当して著作権による保護の対象となるため、その著作権が講師等の授業の主催者側の関係者(以下「講師側」という。)以外の第三者に属する場合にはその利用にあたって当該著作権を侵害しないよう注意する必要がある。特にオンライン授業においては、講師側は、授業中及びその前後に受講者が教材に電子ファイルの形でアクセスできるようにしたり、授業中に画面共有などの方法で教材を画面に映写することが想定される。こうした行為は基本的に著作物の公衆送信(著作権法 2 条 7 号の 2)に該当すると考えられることから、第三者に著作権が属する著作物の利用にあたっては、原則としてあらかじめ著作権者の許諾を得る必要がある。教材中で著作権者の許諾なくその著作物を利用する場合には、著作権法上の「引用」(著作権法 32 条 1 項)と認められる範囲及び方法にお

いて行う必要がある¹。オンライン授業における教材の提供の際は、教室での授業において教材を物理的に複製・配布する場合と比べて物理的な制約が少なく、技術的・法的な制限を加えない限り容易に教材の複製・頒布が可能のため、典型的に著作権者が受ける不利益(著作権の侵害)が拡大する可能性が大きい。また、著作物を紙に複写して配布する場合とは利用の態様が異なり、異なる権利処理が必要となることから²、オンライン授業における著作物の利用にあたってはより慎重な取扱いが求められる。

なお、学校をはじめとする非営利の教育機関における授業については、平成 30 年の著作権法改正により、授業目的公衆送信補償金を指定管理団体(SARTRAS)に支払うことで著作権者の許諾なく著作物の公衆送信を行うことができることとされたが(著作権法 35 条 1 項及び 2 項)³、教育ビジネス又は企業内外の研修等における動画配信など、非営利の教育機関に該当しない者による公衆送信にはかかる権利制限は適用されず、授業の過程における著作物の公衆送信については、引き続き著作権者の許諾が必要である。

(2) 授業内容についての権利保護

オンラインで配信される授業や講師側の作成した教材(上記(1)で述べたように、第三者に帰属する場合を除く。)は、通常はそれ自体が著作物に該当し、実際に授業を行い、又は教材の作成を行った講師(職務著作に該当する場合には、法人等の使用者)がその著作権を有する。講師側は、通常、授業内容や教材を授業その他の場面で利用することにより経済的利益を享受しているが、教室での授業と比べて、オンライン授業については受講者側による無断での録音・録画や第三者への共有(悪質な場合には講師側の意図しない形で改変された上での共有)の可能性が相対的に高く、また、こうした行為により動画や教材が拡散することで講師側に回復困難な損害が生じるリスクがある。そのため、講師側の授業や教材についての著作権をいかに保護するかが重要な課題といえる。他方、受講者の利用の便宜を考慮すれば、オンライン上で授業内容を記録した動画・音声等(以下「授業動画」という。)や教材のデータを一定期間保存し閲覧できるようにすることや、授業動画や教材のダウンロードを許容することにも相応の必要性がある。そのため、講師側としては、受講者に対し、利用規約等の契約上又は口頭での説明により、無断での授業の録音・録画や第三者への共有が著作権侵害に当たり得ることを明示してこれを禁止することのほか、技術的に、無許可での複製・共有そのものを防止したり、ダウンロードした電子ファイルを一定期間の経過により自動的に閲覧不可能としたりすること等の措置により、事業上合理的な範囲で講師側の著作権の保護と受講者の利用の便宜のバランスを図ることが考えられる。

3. プライバシー・肖像権をめぐる論点

近時、特にリアルタイムの双方向型オンライン授業においては、授業上の必要性から、受講者側の動画・音声等が講師側・その他の受講者と共有され、受講生やその関係者の容貌や私的空間、声が講師側・その他の受

¹ 著作権法 32 条においては、公表された著作物について公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われる引用を著作権者の許諾なく行うことを認めている(具体的な要件については最判昭和 55 年 3 月 28 日(民集 34 卷 3 号 244 頁)や近時の知財高判平成 28 年 6 月 22 日(裁判所 HP)等を参照)。オンライン授業においては、たとえば、著作物のデータそのものを送信するのではなく、講師自らが作成した教材において他人の著作物の一部を適切に引用し、その教材のデータを受講者に送信することが考えられる。

² 文化庁著作権課による令和 2 年 4 月 24 日付「平成 30 年著作権法改正による『授業目的公衆送信補償金制度』に関する Q&A(基本的な考え方)」問 2

³ 改正法公布から 3 年以内(平成 33 年 5 月まで)に施行することとされていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和 2 年 4 月 28 日に当初の予定より前倒しで施行された。なお、令和 2 年度に限り、授業目的公衆送信補償金額は 0 円とされている。

講師に視聴できるようになっていることも多い。そのため、受講者のプライバシー権⁴・肖像権(以下「プライバシー権等」という。)が侵害されるリスクにも留意する必要がある^{5 6}。

まず問題となりうるのは、講師側が、授業動画を受講者以外の第三者からもアクセス可能な形で、オンライン上で公開するケースである。オンライン授業に際して、受講者が自己の容姿等が他の受講生からも確認可能な状態となっていることを認識でき、かつ希望すればビデオ機能をオフにするなどの方法により自己の容姿等を公開することを拒否できる場合には、授業の範囲内で、講師や他の受講者に自らの容貌等を視聴されることを黙示的に容認していると評価できる場合が多いと思われる。他方、受講者の範囲を超えて授業動画を公開する場合には、受講者として当然に受講者以外の者に自己の容貌等が公開されることを予期すべきものとはいえないと思われることや、公開の範囲が広いことから、プライバシー権等の保護について別途の考慮が必要となる。また、授業動画について長期間にわたり受講生等から視聴可能とする場合にも、同様の考慮が必要と考えられる。講師側としては、受講者からプライバシー権等の侵害やオンライン授業にかかる契約上の債務不履行責任を問われることを避けるため、予防的に、個々の受講者から明示的に授業動画の共有・公開について同意を得ることが望ましい。この点、実際には、諸般の事情で個々の受講者から明示的に同意を得ることが難しい場合もあり得るが、その場合であっても、紛争を未然に防止する観点から、少なくとも、授業動画の公開の目的、範囲、方法等について、事前に受講者に説明することが望ましい。

なお、プライバシー権等の侵害については、一般に開示の内容、目的や態様、必要性等を総合考慮して判断すべきとされている⁷。また、プライバシーについては、個々の受講者において受け取り方(プライバシー感情)が異なることも考慮に入れる必要がある。円滑なオンライン授業の運営のためには、受講者のプライバシーに配慮し、①授業動画を事後的に共有・公開する場合には、共有・公開が受講生の便宜(本来的に全受講者が受講すべき授業でありかつ一定数受講しなかった受講者がいる場合や、反復して視聴される意義のある講義である場合には共有・公開の必要性が高いと考えられる。)のために合理的な時期的・人的な範囲及び方法で行われるようにすること、②私的空間の映り込み等は受講生側でも避けられない場合も想定されることから、希望に応じてカメラをオフにすることを認めること、③意図せぬ映り込み等についての受講生側からの対応窓口を設けること等の実務上の手当てをすることが考えられる。

次に、講師側による意図的な共有・公開以外にも、受講者その他の関係者が授業動画の録音録画やダウンロード等によって得た他の受講者等の容貌等を含むデータを無断で正当な理由なく第三者に共有・公開するケースや、受講者の容貌等の画像や映像が異なる文脈で無断利用されるケース、アカウントの流出やサイバー攻撃等により第三者がリアルタイムの授業や授業動画のデータにアクセス可能になるケースも問題となる。これらの場合、データを流出させた者やサイバー攻撃を行った者が正当な理由なく受講者のプライバシーに係る事実や容貌等が第三者に共有・公開しており、一次的にはこれらの者がプライバシー権等の侵害の責任を負うべきと考えられる。しかし、オンライン授業を提供する講師側においても、たとえば受講者との間の契約その他の根拠により

⁴ ここでは、受講者の容貌そのものや、受講者が当該授業を受けているという事実、背景の私的空間と相俟って受講者が特定の時間に特定の場所にいるという事実が、プライバシーに該当する場合があると考えられる。

⁵ 個々の受講者の氏名が画面上表示されている場合は、個人情報の保護も問題となり得る。

⁶ 動画に映る講師のプライバシーや肖像権の保護にも留意すべきである。

⁷ プライバシー侵害について、プライバシーに該当する情報の内容、開示の目的やその態様等を総合的に考慮し、一般人の感受性を基準にして私生活上の平穩を害するような態様で開示されたかどうかを判断基準として掲げる京都地判平成 20 年 12 月 8 日(LEX/DB 文献番号 25440165)。また、肖像権侵害について、写真週刊誌のカメラマンによる刑事事件の法廷における被疑者の容貌等の撮影行為が問題となった事案において、そうした撮影行為の不法行為への該当性は、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍すべき限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきとした最判平成 17 年 11 月 10 日(民集 59 巻 9 号 2428 頁)。

受講者のプライバシー権等を保護する義務の違反があったとして、債務不履行責任や不法行為責任を問われる可能性がある。

以上に述べたようなリスクを低減するために、たとえば双方向型の授業であっても原則として受講者にミュートやカメラオフを求めることが考えられる。しかし、一般的に双方向型のオンライン授業は、オンライン上で講師と受講者が相互にリアルタイムで活発に議論を行うことで、教室における授業と同様の教育的効果が期待できる点がメリットである。そのため、かかるメリットと受講者のプライバシー権等に対する配慮のバランスをいかに調整するか、難しい課題である。

4. その他の法的論点・留意点

オンライン授業に関しては、以上のようなオンライン授業に共通する問題だけでなく、利用する目的・主体・方法などによって多様な法的論点・留意点がある。たとえば、以下に述べるようなシステム障害、個人情報保護、未成年者の契約、学校教育法上の論点・留意点などがある。

まず、オンライン授業の性質上、システムの障害等により、受講者が必要なタイミングで受講できず損害を被るケースが考えられる。特にシステム障害等が長期化する場合や、一定の時期までに受講することに意義のある授業（たとえば、特定の大学の入試対策として試験日直前に行われる講義）⁸において、当該時期までにシステム障害が復旧せず授業を行えなかった場合には、受講者に相応の損害が生じる可能性もある。こうしたケースにおいては、システム障害の原因や講師側におけるシステム障害回避・解決に向けた措置の内容等⁹に照らし、そもそもの講師側の責任の有無が問題となり得るほか、講師側による受講者の事情（特定の大学の受験の有無等）の認識や授業の内容等に照らし損害賠償の範囲が論点になると考えられる。

また、オンライン授業を中心とした教育ビジネスを行う場合には、通常受講者からの個人情報の取得や個々の受講者の学習履歴や成績等の情報の収集・分析（いわゆる教育ビッグデータの活用）に伴う個人情報保護に関する論点や、特に未成年者を対象とするビジネスの場合は親権者の同意なき制限行為能力者による行為として未成年者による契約締結後に当該契約が取り消されるリスクへの対応等についても考慮する必要がある。

さらに、小学校、中学校、高校、大学等の教育機関（学校教育法1条に規定されるいわゆる「一条校」）や専門学校（学校教育法上の専修学校）において通常の教室での授業に代えてオンライン授業を実施する場合には、学校教育法施行規則や大学設置基準、文部科学省告示等により授業として認められるための要件¹⁰を満たしているか留意する必要がある。今後、オンライン授業を含め、産学連携で学校における教育の手段・方法を革新していくにあたり、法改正を含めた対応が必要になると考えられる。

⁸ この場合、いわゆる定期行為に当たるとして、民法542条1項4号に基づき受講者に無催告解除権が認められる場合もあると考えられる。

⁹ 外部ベンダーのシステムを利用するのではなく、自前のシステムを利用してオンライン授業にかかるサービスを提供している場合には注意を要するほか、外部ベンダーを利用する場合であっても、オンライン授業の重要性に応じたサービス・レベルについてサービス・レベル・アグリーメント(SLA)をベンダーと締結するなどの措置を講ずる実務上の必要がある。

¹⁰ たとえば、大学については、大学設置基準25条2項「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」に関し、平成13年文部科学省告示第51号において「同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの」又は「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」のいずれかを満たすことで「面接授業に相当する教育効果を有する」とされるものである必要があるとされている。

オンライン授業をめぐるっては、その方法論や技術的な側面に焦点があてられることが多いが、以上述べてきたとおり、オンライン授業が利用される場面に応じて様々な法的論点・留意点が存在する。また、その問題が顕在化した場合の経済的・社会的インパクトが相当程度あるケースも想定される。そこで、オンライン授業をめぐる法的トラブルを未然に回避するためには、法的論点・留意点を踏まえた、適切な法的・技術的な制度設計(受講者向けの規約・講師側の内部ルールの整備、講師の教育・研修、システム・データについての技術的な手当等)を行い、対応策を講じる必要がある。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓(taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 白根 信人(nobuto.shirane@amt-law.com)
弁護士 山田 智希(tomokitdy.yamada@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。